

**鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び
鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の作成について**

平成25年3月21日
危機対策・情報課

県では、原子力防災連絡会議などで島根県等と連携するとともに、知事をチーム長とする原子力安全対策プロジェクトチームを設置するなどして、地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の策定に取り組んできたところですが、3月18日に作成を完了しました。

パブリックコメント（1/11～2/7）、島根原子力発電所に係る防災訓練（1/26）、原子力災害対策指針の改定（2/27）及び島根原発に係る安全協定の改定申入れに対する中国電力からの回答（3/15）結果を踏まえ、地域防災計画については鳥取県防災会議（3/18）の承認を経て、3月18日に国に報告しました。

1 地域防災計画（原子力災害対策編）

- (1) 災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき作成し、防災のために処置すべき業務を具体的に定めたもの。
- (2) 修正の主なポイント
 - ① 島根原子力発電所（原子炉施設）のUPZの範囲を規定
原子力災害対策指針で示された「概ね30km」を基本に、境港市の全域、米子市が地域防災計画に定めた区域をUPZとする。
 - ② 避難等の防護活動の実施を記載
安定ヨウ素剤の配付、スクリーニングの実施、広域避難、災害時要援護者等への配慮等
 - ③ 法令による新たな権限を記載
報告の徴収、立入検査、防災業務計画の協議、専門家の要請等
 - ④ 安全協定に基づく内容を記載
 - ・計画等の報告（事前に報告を受け、協議を行った上で適切に報告を受ける：第2章第2節）
 - ・核燃料物質等の輸送情報（連絡があった場合の対応を記載：第2章第18節）
 - ・現地確認（現地確認に関する事項を記載：第2章第3節ほか）
 - ・措置の要求（現地確認の結果、必要があると認める場合は対応を求める：第2章第3節）

2 広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）

- (1) 地域防災計画の避難の運用部分について定めたものであり、住民避難に関する実施要領と必要な避難所等の後方支援についてまとめたもの。
- (2) 計画作成上の設定条件
避難指示に基づき、最大で境港市と米子市の一部の住民約7.3万人が、3避難経路を使い、県東部と中部に4日間で避難することを計画。（※実際の避難は、そのときの災害状況に応じて出される避難指示に基づき、本計画を変更し、対応を行います。）
- (3) 計画の構成内容等
 - ・避難実施の考え方と要領
 - ・各機関、県庁内各部局等の役割
 - ・住民の輸送手段、広域避難所、食糧生活物資等、医療の提供、スクリーニング、住民への情報伝達（広報）等

安全協定に関する中国電力からの回答に伴う地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について

平成25年3月18日

危機対策・情報課

地域防災計画の改定については、パブリックコメント（1/11～2/7）の実施結果、島根原子力発電所に係る防災訓練(1/26)の実施結果及び原子力災害対策指針の改定（2/27）を踏まえ、計画（案）を作成したところです。

そのような中、中国電力と協議を行ってきた安全協定の改定の申入れに関して、3月15日に中国電力より回答があり、その回答内容を地域防災計画に反映させるため、以下のとおり修正を行います。

凡例： ___修正点 _____回答のポイント

1 安全協定に関する中国電力からの回答に伴う地域防災計画の修正案

項目	修正案	現在案（パブコメ後）
<p>【事前了解】</p> <p>協定第6条 要綱第3条 「計画等の報告」</p>	<p>第2章第2節</p> <p>県は、次の各号に掲げる事項について、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第6条に基づき、原子力事業者から<u>事前にその計画の報告を受けるものとする。県はその報告を受けるに当たって、まず計画概要の報告を受け、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、意見を述べるための検討期間を考慮し、米子市、境港市及び原子力事業者と協議を行った上で、相互の意見を踏まえ、原子力事業者から適切に報告を受けるものとする。</u></p> <p>①～③（略）</p> <p>※立地県並みの運用を行うにあたり、実質的に事前了解と同様の取扱いとなるよう文言を修正</p>	<p>第2章第2節</p> <p>県は、次の各号に掲げる事項について、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第6条に基づき、原子力事業者から<u>事前にその計画の報告を受けるものとする。</u></p> <p>① 島根原子力発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画</p> <p>② 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更（「重要な変更」とは、炉規制法第26条第1項の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。）</p> <p>③ 原子炉の解体</p>
<p>【核燃料物質等の輸送情報】</p> <p>要綱第4条 核燃料物質等の輸送に係る詳細な情報を事前連絡を要する事項に加えること</p>	<p>【修正なし】同右</p> <p>※国が規制しているところが大きいのが、運用上の回答を見越して記載済みであったため</p>	<p>第2章第18節</p> <p>県は、<u>安全協定第7条に基づく連絡（輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定した時を含む。）があった場合は、輸送の経路を管轄する市町村と連絡体制を確認するものとする。</u>なお、原子力規制委員会が規制する核物質防護上の機微情報は公表しないものとする。</p>

<p>【立入調査】</p> <p>協定第11条 「現地確認」</p>	<p>【修正なし】同右</p> <p>※協定部分の改定がなく、文言の修正がなかったことによる</p>	<p>第2章第3節</p> <p>県は、<u>島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、米子市、境港市と安全協定に基づき、現地確認を行うものとする。</u>この際、県は、<u>その他県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。</u></p> <p>※ 上記に加え、<u>警戒事象通報時、特定事象通報時、モニタリングポストで特定事象発生 of 通報を行うべき数値の検出を発見した場合に現地確認を行うことを記載</u></p>
<p>【措置の要求】</p> <p>現地確認の結果、必要に応じて対応を求めること</p>	<p>第2章第3節</p> <p>県は、<u>現地確認の結果、周辺地域住民の安全確保のため必要があると認める場合は、原子力事業者に対して対応を求めるものとする。</u></p> <p>※回答内容により表現を修正</p>	<p>第2章第3節</p> <p>県は、<u>現地確認の結果、周辺地域住民の安全確保のため必要があると認める場合は、原子力事業者に対して意見を述べるものとする。</u></p>

2 安全協定の運用に関する中国電力からの回答に伴う地域防災計画の修正案

項目	修正案	現在案 (パブコメ後)
<p>【専門家会議委員による現地確認等】</p>	<p>【修正なし】同右</p> <p>※第2回協議会において、認められる見通しであったため、既に記載済み</p>	<p>第2章第3節</p> <p>県は、<u>原災法第8条第3項に基づき届出のあった原子力防災要員の配置状況及び原子力事業者防災業務計画に定める原子力災害予防対策などの履行状況等に対して、重大な疑義又は、原子力防災上問題となる事案等が発生した場合など必要と認めた時は、国及び島根県又は岡山県に事前に連絡し、原災法32条の規定に基づき、原災法の施行に必要な都度において、その職員（地方公務員法第3条第3項第3号の特別職（鳥取県原子力防災専門家会議委員など）を含む）に立入検査を実施させること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。</u></p>
<p>【立入検査の運用】</p> <p>適切な履行</p>	<p>第2章第2節</p> <p>県は、<u>立入検査の結果、原子力災害の予防に支障があると認める場合、又は届出内容と履行状況が異なると認める場合、その他原子力防災対策に必要があると認める場合には、原子力事業者に対して、適切な履行を求めるとともに、必要に応じて原子力事業者に対して、原子力事業者防災業務計画の修正を命ずる等適切な措置を講ずるよう国に対して求めるものとする。</u>なお、県は、<u>県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。</u></p> <p>※回答を見越して項目立てを行っていたが、回答内容により一部表現を修正</p>	<p>第2章第2節</p> <p>県は、<u>立入検査の結果、原子力災害の予防に支障があると認める場合、又は届出内容と履行状況が異なると認める場合、その他原子力防災対策に必要があると認める場合には、原子力事業者に対して、適切な措置を講ずるよう指導を行うとともに、必要に応じて原子力事業者に対して、原子力事業者防災業務計画の修正を命ずる等適切な措置を講ずるよう国に対して求めるものとする。</u>なお、県は、<u>県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。</u></p>

<p>米子市、境港市の同行</p>	<p>第2章第2節 米子市及び境港市は、県が島根原子力発電所に立入検査を行う場合において、<u>その職員を安全協定第11条第1項の現地確認（以下「現地確認」という。）として同行させることができるものとする。</u> ※回答を見越して項目立てを行っていたが、回答内容により一部表現を修正</p>	<p>第2章第2節 米子市及び境港市は、県が島根原子力発電所に立入検査を行う場合において、<u>県と共にその職員に安全協定第11条第1項の現地確認（以下「現地確認」という。）をさせることができるものとする。</u></p>
<p>【原子力防災対策への協力】</p>	<p>【修正なし】同右 ※第2回協議会において、認められる見通しであったため、既に記載済み</p>	<p>第1章第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 「指定公共機関の中国電力（株）」の項 1 原子力発電所の安全性の確保、防災体制の整備、災害予防 2 防災上必要な社内教育、訓練 3 <u>環境放射線等の把握（モニタリング）</u> 4 防災活動体制の整備 5 <u>防災業務設備の整備（放射線（能）観測設備機材、通信連絡設備、放射線防護機材、消防救助用機材等）及び要員の派遣体制の整備</u> 6 異常時における連絡通報体制の整備 7 原子力災害等に係る情報提供 8 汚染拡大防止措置及び災害の復旧 9 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置 10 <u>県、米子市、境港市の実施する原子力防災対策に関する積極的な全面協力</u> 11 <u>スクリーニング、除染の支援</u></p> <p>第2第7節 <u>県は、国、関係周辺市町、その他県内市町村、所在県、所在市町、原子力事業者等と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。</u></p> <p><u>県は、国及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。</u></p> <p><u>県は、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町村及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。</u></p>

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

- (1) 県は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づき、関係周辺市町に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市町の意見を聴き、必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。
- (2) 県は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (3) 県は、原子力事業者から原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (4) 県は、原子力事業者から放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (5) 県は、次の各号に掲げる事項について、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第6条に基づき、原子力事業者から事前にその計画の報告を受けるものとする。県はその報告を受けるに当たって、まず計画概要の報告を受け、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、意見を述べるための検討期間を考慮し、米子市、境港市及び原子力事業者と協議を行った上で、相互の意見を踏まえ、原子力事業者から適切に報告を受けるものとする。
 - ① 島根原子力発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
 - ② 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規制法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第2条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更（「重要な変更」とは、炉規制法第26条第1項の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。）
 - ③ 原子炉の解体

第3節 報告の徴収と立入検査等

(1) 報告の徴収

県は、必要に応じ、原災法第31条の規定に基づき、原子力事業者から報告の徴収を行うことにより、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

(2) 立入検査の実施

- ① 県は、原災法第8条3項に基づき届出のあった原子力防災要員の配置状況等及び原子力事業者防災業務計画に定める原子力災害予防対策などの履行状況等に対して、重大な疑義又は、原子力防災上問題となる事案等が発生した場合など必要と認めるときは、国及び島根県又は岡山県へ事前に連絡し、原災法第32条の規定に基づき、原災法の施行に必要な限度において、その職員（地方公務員法第3条第3項第3号の特別職（鳥取県原子力防災専門家会議委員など）を含む。）に立入検査（以下「立入検査」という。）を実施させること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。
- ② 県は、立入検査を行う場合は、次に掲げる関係市町村に対し、事前に通報するものとする。
 - ア 島根原子力発電所に関する場合は、米子市、境港市とする。
 - イ 人形峠環境事業センターに関する場合は、三朝町とする。
- ③ 県は、立入検査の結果、原子力災害の予防に支障があると認める場合、又は届出内容と履行状況が異なると認める場合、その他原子力防災対策に必要があると認める場合には、原子力事業者に対して、適切な履行を求めるとともに、必要に応じて原子力事業者に対して、原子力事業者防災業務計画の修正を命ずる等適切な措置を講ずるよう国に対して求めるものとする。なお、県は、県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。
- ④ 米子市及び境港市は、県が島根原子力発電所に立入検査を行う場合において、その職員を安全協定第11条第1項の現地確認（以下「現地確認」という。）として同行させることができるものとする。
- ⑤ 立入検査を実施する県の職員は、知事から、立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第6条）を携帯するものとする。

(3) 現地確認の実施

- ① 県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、米子市、境港市と安全協定に基づき、現地確認を行うものとする。この際、県は、その他県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。
- ② 県は、現地確認の結果、周辺地域住民の安全確保のため必要があると認める場合は、原子力事業者に対して対応を求めるものとする。

鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正概要について

地域防災計画の位置づけ

災害対策基本法に加え、原子力災害対策特別措置法に基づき作成

一貫した原子力災害対策を行うため、原子力規制委員会の定める「原子力災害対策指針」を遵守し、国や指定地方公共機関等の防災計画との緊密な連携が必要

地域防災計画(原子力災害対策編)修正の経緯

<平成13年>

県地域防災計画(原子力災害対策編)を策定
平成12年の東海村JCO臨海事故を受け、EPZ外であるが、計画を策定

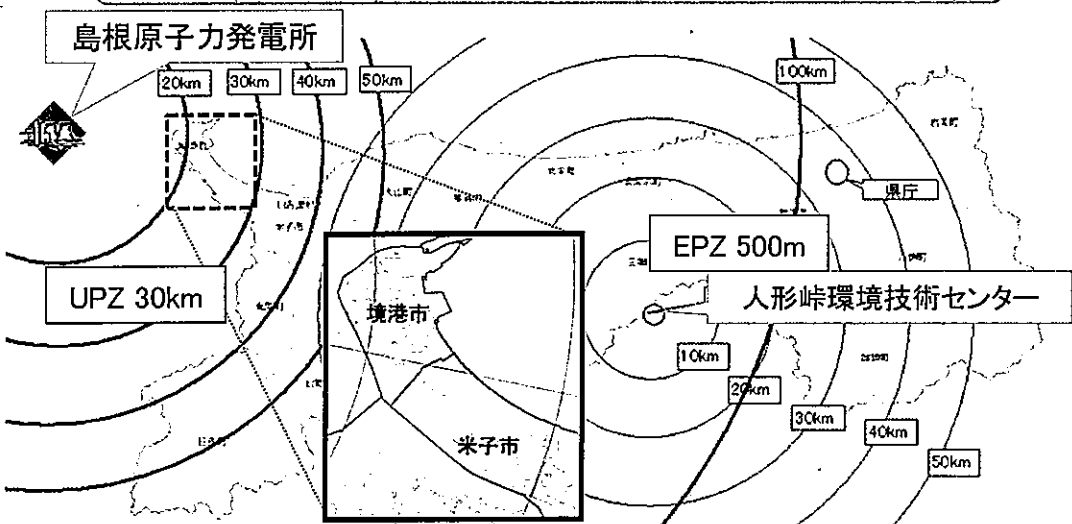
<平成24年>

① 原子力防災に関する抜本的な見直し
平成23年の東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力災害特別措置法及び同法施行令が改正
→ 関係周辺都道府県としての要件が示された。
原子力発電所の周囲30kmの区域内にある都道府県で、当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等が作成されていること
→ 立地県並みの権限ができた。(立入検査等)

② 原子力災害対策指針の改定(法定化)・・・2/27改定を反映
緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)が示された。

地域防災計画の全面修正を実施

島根原子力発電所、人形峠環境技術センター



原災法改正の基本的な考え方

- ① 福島原子力発電所の事故を踏まえた見直し
 - ・ 過酷事故、地震や津波等との複合災害への対処
 - ・ 原子力事故の初期段階における即応体制の確保
 - ・ 周辺地域における原子力災害の影響が広域に及んだ場合の対処
 - ・ 被災者の生活支援、除染、放射性廃棄物の処理等への対処
 - ・ 災害時要援護者への十分な配慮 等
- ② 国の防災体制や災害対応の流れ等を踏まえた見直し
 - ・ 原子力規制委員会が原子力災害対策本部事務局(事務局長:規制庁長官)を担当
 - ・ 現地組織として、オフサイトセンター(OFC)に国の現地対策本部を設置し、周辺地域の住民防護措置を実施

島根原子力発電所に係る安全協定

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の内容を踏まえた見直し
・ 現地確認、各種の連絡等

3/15文書回答
協定の運用について
立地県と同等の対応

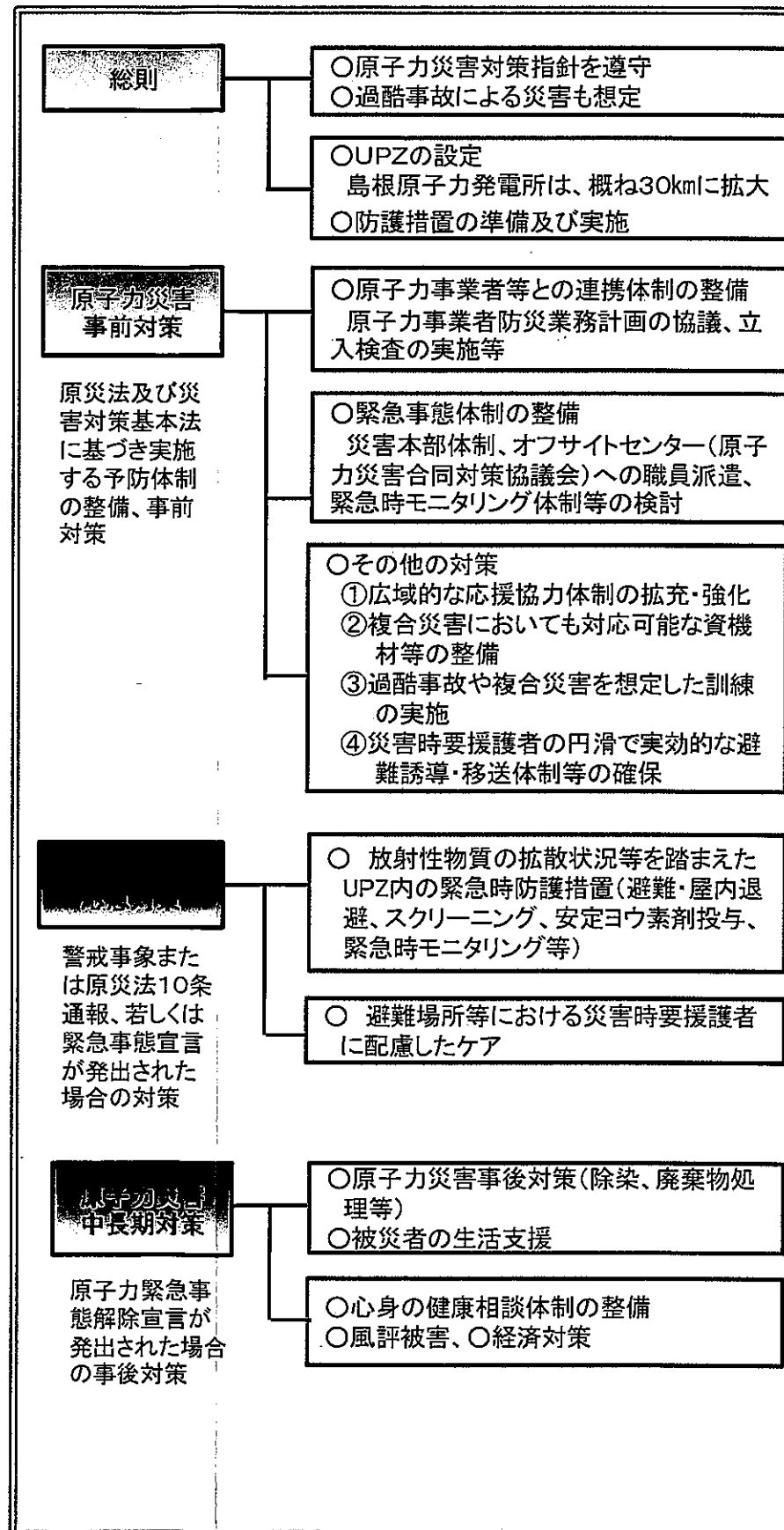
反映

反映

(原子力災害対策編)の修正ポイント

- ① 島根原子力発電所(原子炉施設)のUPZの範囲
原子力災害対策指針で示された「概ね30km」を基本に、境港市の全域、米子市が地域防災計画に定めた区域
- ② 避難等の防護活動の実施
安定ヨウ素剤の配付、スクリーニングの実施、広域避難、災害時要援護者等への配慮等
- ③ 法令による新たな権限
報告の徴収、立入検査、防災業務計画の協議、専門家の要請等
- ④ 安全協定による新たな権限等
現地確認、輸送計画等の事前連絡があった場合の対応
- ⑤ 島根県との連携
情報連絡、UPZの線引き、モニタリング、OFCへの参加等
- ⑥ 人形峠環境技術センター(原子炉以外の原子力施設)
指針において、今後、検討すべき課題とされたことから、EPZの見直し等の国の検討結果を受けて、別途、修正

計画の体系



鳥取県広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)の概要について(1)

広域避難計画の作成意義

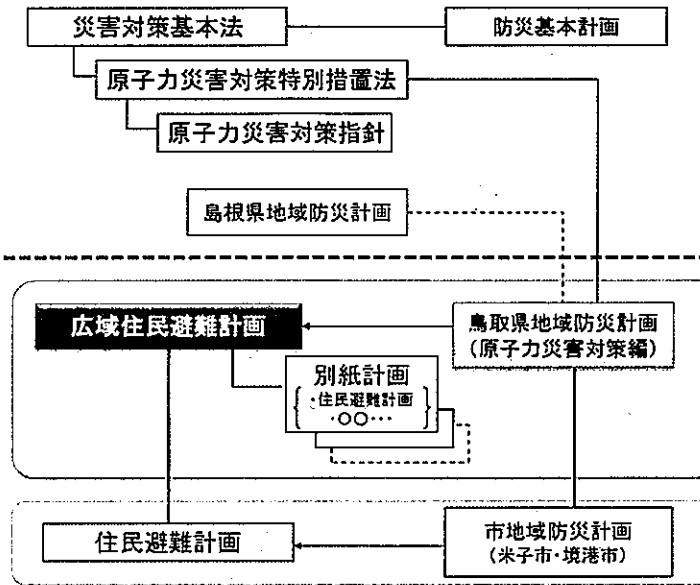
- ① 計画をあらかじめ作成しておくことにより、迅速な対応が可能となる。
※仮定条件を設定し、その条件に基づき計画を作成
 - ② 万が一、事故が発生した際は、その時の状況に応じて計画を変更し必要な対応を行う。
 - ・平時に事前準備が出来る …ゼロから対応しなくて済む
 - ・事故発生時に、ゼロから計画を作成する必要がない。
 - ・必要な資機材等をあらかじめ準備することができる。
 - ・関係機関がどう対応すべきか(役割分担)等の情報が共有されていることによりスムーズな対応・実施。
- 迅速な対応が可能となる。

原子力災害の特徴

- ① 原子力災害が発生した場合には、被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要
- ② 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じることができないため、被害の程度を自分で判断できない。
- ③ 平時から放射線についての基本的な知識と理解が必要
 - ・放射能の強さは、時間とともに自然に弱くなる。
 - ・一度にたくさんの放射線を受けると、身体に影響があらわれる。身体の中には、影響を受けやすい部分と受けにくい部分がある。
- ④ 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要
 - ・原子力合同対策協議会(オフサイトセンターに設置)で情報共有や相互協力を行う。
 - ・必要に応じて専門家の派遣を要請。
- ⑤ 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要
- ⑥ 被ばくによるリスクを低減するため、一貫して避難等の防護措置を実施することが重要

鳥取県広域住民避難計画の位置づけ

- ・地域防災計画に基づいて、原子力災害における住民避難の要領をまとめたもの
- ・どのような事態に対応しなければならないかという事態に焦点を当てて作成した計画



避難計画作成にあたっての想定条件等

- ① 特定の不測事態を想定せずに、島根原子力発電所において何らかの事故が起き、UPZ(30km圏内)内の住民避難が必要となったことを想定
- ② 鳥取県内の国道431号は、津波の影響により当初使用の可否が確認できないものとする。 → 使用が確認できれば、使用を行う。

(注)上記は、あくまでも計画を作成するために設定した仮定条件であり、事故が起きた場合は、実際に避難等が必要である全ての地域を対象として避難等の防護措置を実施します。

<計画にあたり特に重視した点>

- ・住民への情報伝達
- ・迅速な防護措置(避難、屋内退避等)の実施
- ・段階的避難の実施
- ・災害時要援護者の避難

<想定避難者数> 約7.3万人(境港市、米子市)

(上記に観光客や通勤、通学者は含んでいませんが、これらの方についても避難等の防護措置を行います。)

避難元	避難者数	鳥取県内避難先
境港市	約3.6万人	鳥取市、岩美町、八頭町
米子市の一部	約3.7万人	鳥取市、倉吉市、東伯郡

※不測の事態に備えるため、これ以外に1.5万人分の避難予備を確保

防災対策を重点的に充実すべき地域

○予防的防護措置を準備する区域

(PAZ: Precautionary Action Zone): 概ね5 km

急速に進展する事故を考慮し、重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置(避難等)を準備する区域

○緊急防護措置を準備する区域

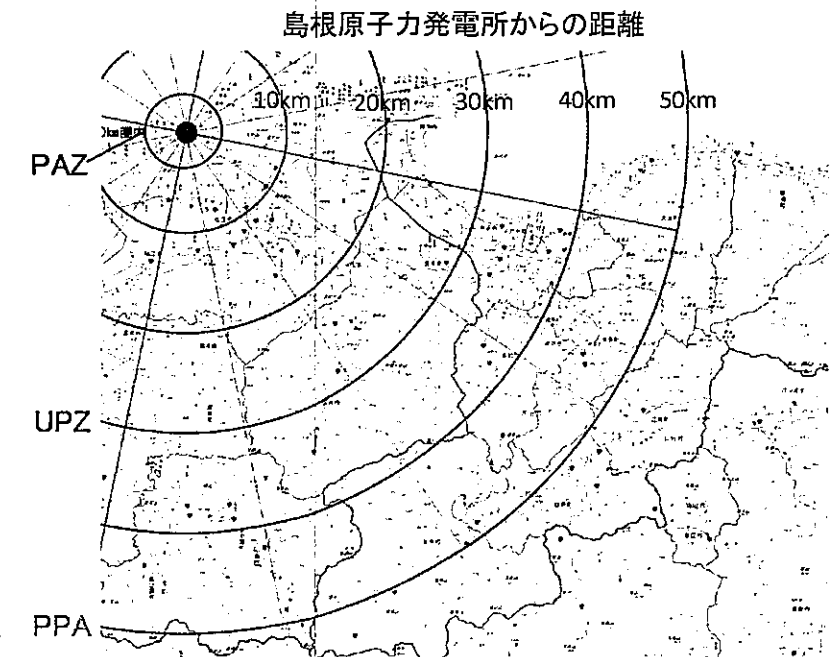
(UPZ: Urgent Protective action Planning Zone): 概ね30 km

国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル(OIL)、緊急時活動レベル(EAL)等に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域。

○プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

(PPA: Plume Protection Planning Area): 概ね50 km(参考値)

放射性物質を含んだプルーム(気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団)による被ばくの影響を避けるため、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など状況に応じて追加の防護措置を実施する地域。
※ 具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方は、国で検討される予定

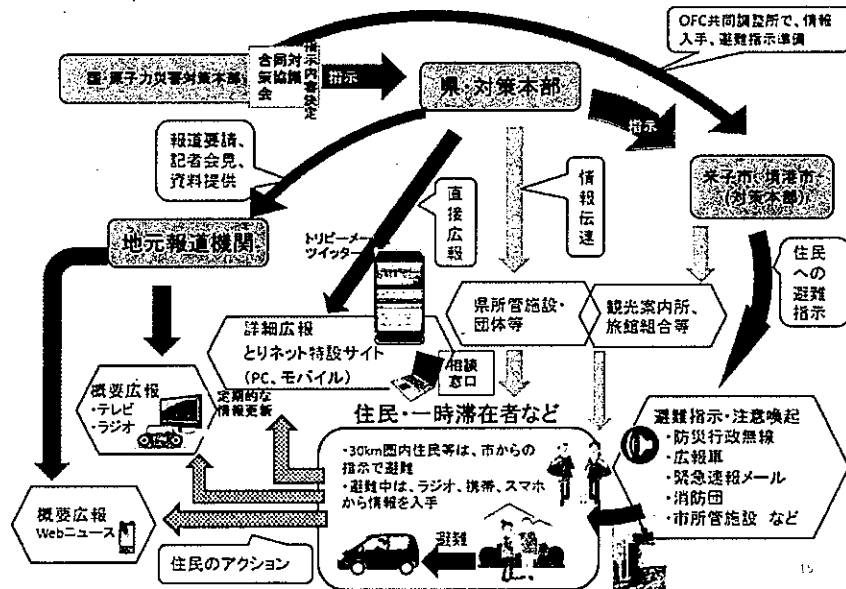


鳥取県広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)の概要について(2)

避難指示から避難までの主な取組

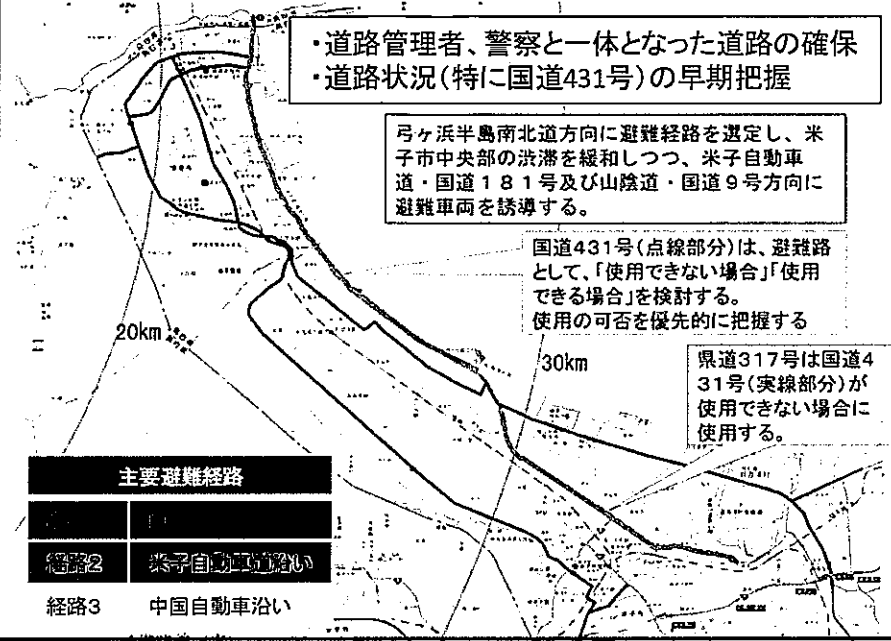
住民への情報伝達

- 多様な手段による情報の伝達
- 県と市の役割分担による効果的な実施
- ※災害時要援護者についても配慮



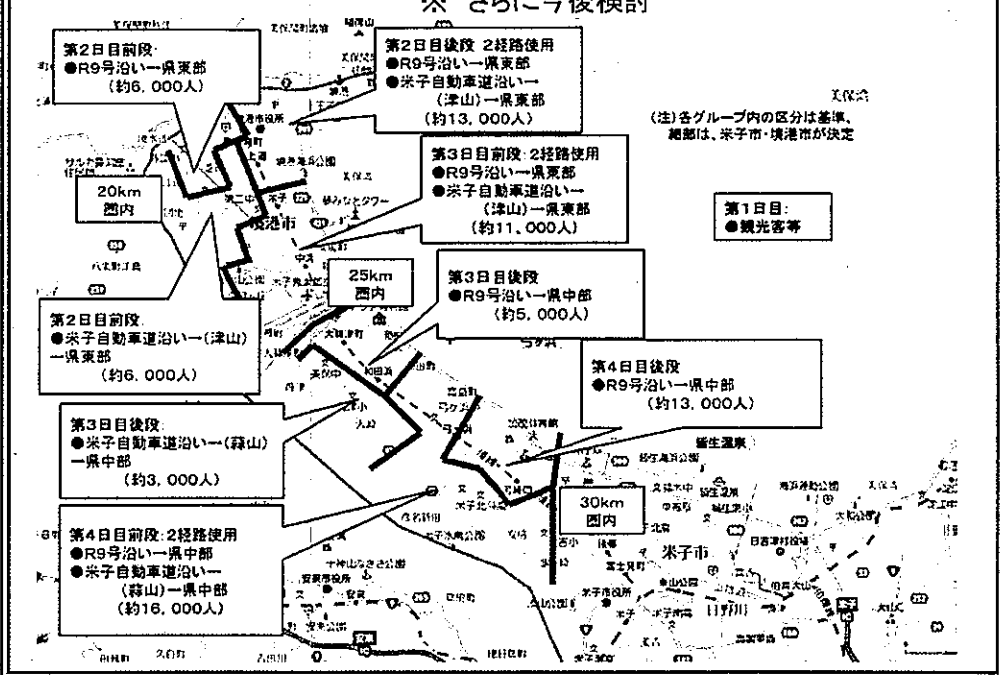
避難経路の確保

- 道路管理者、警察と一体となった道路の確保
- 道路状況(特に国道431号)の早期把握



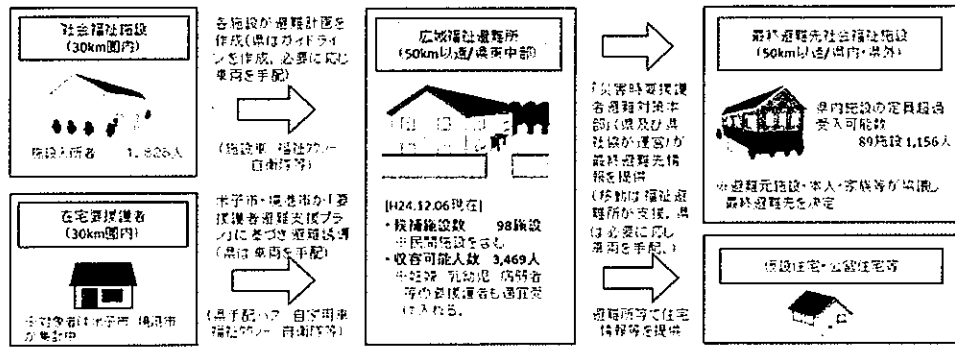
段階的避難の実施

発電所に近い地域から段階的に順次避難 ※ さらに今後検討



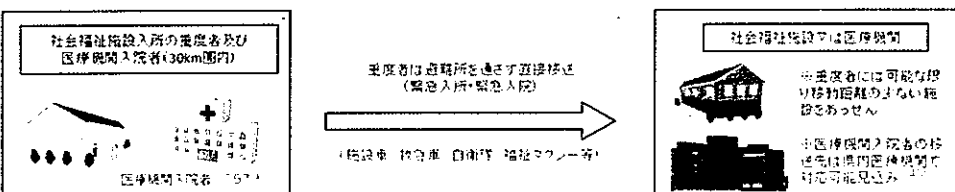
災害時要援護者の避難

- 優先避難の実施に向け、早期に避難準備を行う。
- 避難より屋内退避を優先することが必要な場合は、遮へい効果や建屋の機密性が比較的高いコンクリート建屋に屋内退避を行う。



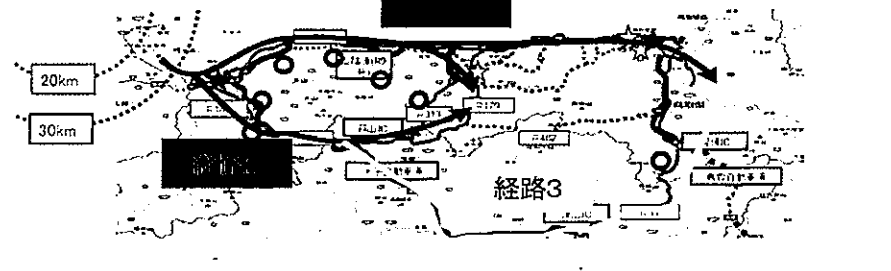
引き続き市町村及び社会福祉施設等との調整が必要

(調整事項) 避難施設と広域福祉避難所のマッチング、入所施設等での避難計画策定促進、要援護者の特性に応じた避難先の確保、移送車両の確保、医療・介護スタッフ等の確保 等



スクリーニングの実施

- 避難者全員を対象とし、避難経路上でスクリーニングを実施
- スクリーニング会場では、避難者を総合的に支援(食糧、水、トイレ、情報等)



児童生徒等の避難

- 児童、生徒については、健康影響を考慮し、優先避難を実施
- 学校等による避難: 避難指示が出された場合、その指示に従い、保育所や学校等の園児、児童、生徒及び学生等は、全員をUPZ外に避難を行う。
- 児童生徒の学力に影響がでないよう、応急教育を行う。

課題

- 今後、改定される原子力災害対策指針等に基づく計画の見直し
- PDCAサイクルによる計画の実行性の確保
- 1 最適な避難方法: 被ばくリスク予測と避難時間推計シミュレーションによる避難方法のベストミックス、避難手段の最適化(自家用車、公共交通機関等) ※船、飛行機について今後検討
- 2 避難の基準: 避難が必要とすべき線量基準、避難を行うための緊急事態の区分(EAL・OILによる避難)
- 3 緊急時モニタリング: モニタリング結果に基づく避難(計測可能な指標に基づく避難)
- 4 緊急被ばく医療: スクリーニングの方法、安定ヨウ素剤の投与
- 5 PPA(概ね50km圏)における防護措置